

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十九条第一号、法第二十条第一号、法第二十一条第二号若しくは法第二十二条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校、法第二十一条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学又は法第十九条第二号、法第二十条第二号若しくは法第二十一条第三号の規定に基づき都道府県知事が指定する保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）若しくは法第十二条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所（以下「准看護師養成所」という。）の指定に関しては、保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（保健師学校養成所の指定基準）</p> <p>第二条 法第十九条第一号の学校及び同条第二号の保健師養成所（以下「保健師学校養成所」という。）に係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十九条第一号、法第二十条第一号、法第二十一条第二号若しくは法第二十二条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校、法第二十一条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学又は法第十九条第二号、法第二十条第二号若しくは法第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所若しくは法第二十二条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所（以下「准看護師養成所」という。）の指定に関しては、保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（保健師学校養成所の指定基準）</p> <p>第二条 法第十九条第一号の学校及び同条第二号の保健師養成所（以下「保健師学校養成所」という。）に係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p>

一〇十二 (略)

(助産師学校養成所の指定基準)

第三条 法第二十条第一号の学校及び同条第二号の助産師養成所(以下「助産師学校養成所」という。)に係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇十二 (略)

(看護師学校養成所の指定基準)

第四条 法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校及び同条第三号の看護師養成所(以下「看護師学校養成所」という。)のうち、学校教育法第九十条第一項に該当する者(同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇十二 (略)

2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。

一〇十二 (略)

3 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科(以下

一〇十二 (略)

(助産師学校養成所の指定基準)

第三条 法第二十条第一号の学校及び同条第二号の助産師養成所(以下「助産師学校養成所」という。)に係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇十二 (略)

(看護師学校養成所の指定基準)

第四条 法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校及び同条第三号の看護師養成所(以下「看護師学校養成所」という。)のうち、学校教育法第九十条第一項に該当する者(同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇十二 (略)

2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。

一〇十二 (略)

3 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科(以下

この項において「専攻科」という。）において看護師を養成する課程を
設けようとするものに係る令第十一條第一項の主務省令で定める基準は
、次のとおりとする。

一〇十二 (略)

(准看護師学校養成所の指定基準)

第五條 法第二十二條第一號の学校（以下「准看護師学校」という。）に
係る令第十一條第一項の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係
る令第十八條の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇十二 (略)

(指定に関する報告事項)

第六條の二 令第十一條第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事
項（国の設置する看護師等養成所にあつては、第一號に掲げる事項を除
く。）とする。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の
所在地）

二 名称

三 位置

四 指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつて
は、設置予定年月日）

五 学則（課程、修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）

六 長の氏名

この項において「専攻科」という。）において看護師を養成する課程を
設けようとするものに係る令第十一條の主務省令で定める基準は、次の
とおりとする。

一〇十二 (略)

(准看護師学校養成所の指定基準)

第五條 法第二十二條第一號の学校（以下「准看護師学校」という。）に
係る令第十一條の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第
十八條の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇十二 (略)

(新設)

(変更の承認又は届出に関する報告)

第八条の二 令第十三条第三項(令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項(第七条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。)

当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二 変更の届出又は通知に係る事項

当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

(報告を要する事項)

第九条 令第十四条第一項(令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一三 (略)

2 令第十四条第二項(令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

の主務省令で定める事項は、前項第三号に掲げる事項とする。

(指定の取消しに関する報告事項)

第九条の二 令第十六条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事

(新設)

(報告を要する事項)

第九条 令第十四条(令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一三 (略)

(新設)

(新設)

項（国の設置する看護師等養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 指定を取り消した年月日

五 指定を取り消した理由